

刈谷市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第29号

刈谷市税条例の一部を改正する条例

刈谷市税条例（昭和25年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第75条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.

0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第80条第2項第5号中「定格出力」の次に「（第75条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の刈谷市税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の種別割について適用し、令和6年度分までの種別割については、なお従前の例による。